

北九州市農業委員会  
第4回西部部会会議（令和2年度2月部会会議） 議事録

1 日 時 令和3年2月10日（水）午後2時25分～2時47分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 21名

農業委員 8名

本田 春 夫	大庭 喜 重	田 中 義 一	久 野 善 隆
倉 成 保 彦	久保田 晴 彦	木 原 幹 雄	原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 13名

福 田 甚 裕	梅 崎 正 和	千々和 義 孝	浦 邊 愛 二
小 水 利 明	松 浦 正 伸	大 場 利 美	平 川 孝 男
善 明 勝 之	大 庭 研 次	秋 山 誠	栗 山 重 隆
宮 野 誠 司			

・欠席委員 0名

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長      篠 田 次長      吉 田 係長

5. 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

<報告>

報告第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	4件
報告第18号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	10件
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	6件
報告第20号	使用貸借権の解約について	1件
報告第21号	非農地証明願について	1件

(2) 一般議案      なし

6. 傍聴人      なし

事務局長

皆様こんにちは。定刻前ではございますが、全員お揃いでございますので、部会議を始めさせていただきたいと思っております。それでは進行は部会長よろしくお願ひします。

議長  
(部会長)

それではただ今より、第4回西部部会議を開催いたします。まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は21名全員です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、5番の本田委員、20番の原田委員です。よろしくお願ひします。本日の会議も、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を短縮して行いたいと考えております。

会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。

事務局

はじめに議案書の訂正について、ご説明します。お手元にお配りしております議案書第11号の用紙をご覧ください。議案書第11号については、県より、分家住宅建設の後ろになるのですが、法面補強工事の部分についても転用の申請が必要であるとの指摘を受けたため、議案に追加し、訂正いたします。

お配りしました2頁の差し替えをよろしくお願ひします。では審査につきましてよろしくお願ひします。

議長  
(部会長)

では、はじめに1頁の議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案2件でございます。

この議案については、大庭喜重委員が当事者となっておりますので、議事進行の間、大庭喜重委員の退室を求めます。

(6番大庭喜重委員退室)

議長  
(部会長)

この件について第1調査委員会で事前審査をしました。大庭調査長の代わりに当番委員である福田委員から報告をお願いします。

調査長代理  
(1番福田委員)

議案第10号-1から2の3条許可申請についてご報告いたします。申請地1及び申請地2については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

議長  
(部会長)

福田委員からの報告が終わりました。それでは、皆様のご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、ご異議なしということで、議案第10号「農地法第3条の規定による

(部会長)

許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、大庭喜重委員の入室を認めます。

(6番大庭喜重委員入室)

議長  
(部会長)

次に、2頁の議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案1件でございます。この件について第1調査委員会で事前審査をいたしましたので、その件について、調査長よりその結果をご報告願います。

調査長

議案第11号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第一種農地であり、所有者の娘が分家住宅を建設するため、農地を転用するものです。隣接農地については、本件同一者が所有しており、また地元水利権者の承諾も得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。以上ご報告いたします。

議長  
(部会長)

調査長からの報告が終わりました。それでは皆様の審議をお願いします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長  
(部会長)

ご異議はないようですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。他に無ければこれで農地法関係の議案等審議を終わりたいと思います。

(意見なし)

議長  
(部会長)

それでは、一般議案に移ります。

今回、一般議案はございません。

その他の連絡事項に入ります。それではまず、「令和2年度下期農地パトロール調査について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局  
(担当係長)

お手元にお配りしておりますA4横型の「令和2年度下期農地パトロール調査について」という資料をご覧ください。

これは1年ほど前に許可をした案件について、その後の確認を行うものです。今回の案件については、全てが若松の案件になっております。

まず調査方法ですが、これまでは現地調査をしていただいておりますが、接

触機会を減らすため、現地調査の代わりに事務局で写真を撮って参りますので、その写真で確認していただきたいと思っております。

調査委員等につきましては、3月の現地調査の当番委員の平川委員と栗山委員、それから現地委員と事務局が小山田と吉田となっております。

調査案件については、転用許可が3件、農地改良が4件の合計7件となっております。各案件の場所につきましては、資料をご覧ください。5条が3件と農地改良が4か所となっております。5条の内容としては、分家住宅、運動場及び道路、貸配送センターとなっております。農地改良については、畑としての利用のほか、江川河川改修工事、公共工事による農地改良となっております。

写真を撮影しましたら、担当の委員さんに送付し確認していただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひします。

議長  
(部会長)

事務局から説明が終わりました。この件について、何かご意見・ご質問があれば承ります。何かありませんか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

議長  
(部会長)

他に事務局からの連絡事項はありませんか。

事務局次長

お手元に「令和2年度農業委員会農業委員研修会の開催中止と研修資料の送付について」というA4型1枚の資料をお配りしております。

ご存じのとおり、3月7日まで福岡県内の緊急事態宣言が延長となりましたので、24日に予定しておりました委員研修会は中止とさせていただきます。

その代わり資料に記載しております4つの資料を来週の19日以降に皆様のご自宅宛てに郵送いたします。お忙しいとは思いますが内容を確認の上、個別になります。研修に取り組んでくださいますようお願いいたします。

※その他3点の連絡事項を説明(内容省略)

議長  
(部会長)

それでは、これで第4回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中ご出席有難うございました。